

秋田県「食」のネットワーク協議会・規約

第1条 協議会の名称等

この協議会の名称を「秋田県『食』のネットワーク協議会」とする。また、その通称として「FOOD PRO あきた」を併せ用いる。

第2条 協議会の事務局の所在地

この協議会の事務局を、秋田県横手市駅前町 1-10 に置く。

第3条 協議会の活動目的

1. この協議会は、第4条の会員を構成員として、まちおこしイベントに相互に出店し合うことで、地域情報の発信力を高め、さらには「食」を通じた地域間の連携を構築することを目標とする。
2. 「食」を通じて、どうすれば地域を元気にできるかを互いに検証し、必要な情報交換を行う。
3. 秋田県全体を「ご当地グルメ」の観点で盛り上げ、県外からの交流人口を増加させ、いつの日か秋田を「日本のB級グルメ王国」と世間に言わしめることを目指す。

第4条 会員及び新規入会

1. 会員は「食」でまちおこしを目指す団体でなければならない。
2. 新規入会には、1以上の会員の推薦および代表と副代表の同意を要する。

第5条 役員

この会に次の役員を置く。

1. 代表 1
2. 副代表 2
3. 事務局（会計担当） 1
4. 監事 2

第6条 役員の任期

役員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

第7条 役員の職務

1. 代表は、会を代表し運営、統括する。
2. 副代表は代表をサポートし、代表に事故ある時は代表の代理を務める。
3. 事務局は代表、副代表の指導の基、常時の業務運営、および会議の運営を行う。
4. 監事は、本会の会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第8条 入会金・年会費

入会金は10,000円とし、年会費は30,000円とする。

第9条 会議

1. 通常総会は年1回とし、会計年度終了後 2か月以内に代表が招集する。
2. 会長は、会合、書類の持ち回り、インターネット上等の別を問わず会議を招集し、会の運営に関する重要な事項を協議、決定する。
3. 事務局は、同様に会の常時の業務に関する事項を連絡、協議する。

第10条 総会の議決事項

1. 規約の新設、変更
2. 事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算
3. 役員の選任及び解任

第11条 規約改正

規約の改正は、会員の過半数の同意を要する。

附則 この規約は平成22年10月15日から適用する。